

議第百十六号

令和六年度岐阜県工業用水道事業の未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第二項の規定により、令和六年度岐阜県工業用水道事業の未処分利益剰余金七〇、八五四、六六六円を次のとおり処分するものとする。

令和七年九月十八日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

- 一 資本金への組入れ 三七、七一九、〇三二円
- 二 減債積立金の積立て 三三、一三五、六四四円

